

京都保健衛生専門学校気象・自然災害等による臨時休校等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、台風等の気象異常が発生した場合や、自然災害その他の理由による交通機関途絶が生じた場合の臨時休講・臨時休校（以下「臨時休校等」という）に関して必要な事項を定める。

(休校等の判断及び決定)

第2条 休校等の判断はつぎの時点で行うこととする。

- (1) 午前の授業：午前 7時の時点
- (2) 午後の授業：午前11時の時点
- (3) 夜間の授業：午後 3時の時点
- (4) すでに授業を行っている場合においては、
第3条の状態になった時点或いはその恐れがあると判断された時点

2 臨時休校等は第 3条の基準によって学校長が決定する。

但し、緊急の場合に限り現場責任者が判断し、事後において学校長に報告する。

(基準)

第3条 つぎの各号のいずれかが発生した場合には臨時休校等とする。

- (1) 京都府南部地区に特別警報が発令された場合
 - (京都府南部地区とは南丹市・京丹波町、京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町、宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町、木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村)
- (2) 京都府南部地区に暴風警報と大雨警報がともに発令された場合
- (3) つぎの交通機関のいずれかがストライキの場合
 - ・ JR西日本（京都線・琵琶湖線・嵯峨野線）
 - ・ 京阪電鉄
 - ・ 阪急電鉄（京都線）
 - ・ 近畿日本電気鉄道（京都線）
 - ・ 京都市交通局（地下鉄・市バス）
- (4) そのほか学校長が必要と認めた場合